

◆死亡保障・高度障がい保障

双日株式会社 双日グループ団体定期保険

団体定期保険



効力発生日と申込締切日

効力発生日 申込締切日
令和8年1月1日 令和7年11月4日(火)
お申込みは年1回です。



ご注意

当パンフレットには双日株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



【退職後継続保障制度手続きのご案内】

令和8年1月1日更新「双日グループ団体定期保険」の継続加入手続きについてご案内申し上げます。

【保障内容】

万一、死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合、定められた額の死亡保険金または高度障がい保険金をお支払いします。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄



- 保障内容はニーズに合致していますか。
 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

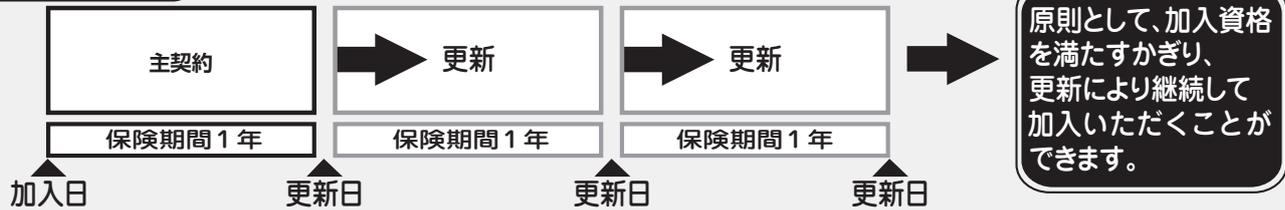


この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくは11ページの「保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

参照

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」(7ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(9~11ページ)を必ずご確認ください。

保障額と保険料

対象		本人									
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		性別	5,000万円	4,000万円	3,500万円	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	
年齢群別男女別年一括払保険料(概算)	15歳～35歳 (H2.7.2生～H23.7.1生)	男性	48,650円	38,920円	34,055円	29,190円	24,325円	19,460円	14,595円	9,730円	
		女性	32,800円	26,240円	22,960円	19,680円	16,400円	13,120円	9,840円	6,560円	
	36歳～40歳 (S60.7.2生～H2.7.1生)	男性	60,750円	48,600円	42,525円	36,450円	30,375円	24,300円	18,225円	12,150円	
		女性	51,900円	41,520円	36,330円	31,140円	25,950円	20,760円	15,570円	10,380円	
	41歳～45歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	男性	80,800円	64,640円	56,560円	48,480円	40,400円	32,320円	24,240円	16,160円	
		女性	62,600円	50,080円	43,820円	37,560円	31,300円	25,040円	18,780円	12,520円	
	46歳～50歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	男性	113,850円	91,080円	79,695円	68,310円	56,925円	45,540円	34,155円	22,770円	
		女性	86,850円	69,480円	60,795円	52,110円	43,425円	34,740円	26,055円	17,370円	
	51歳～55歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	男性	163,650円	130,920円	114,555円	98,190円	81,825円	65,460円	49,095円	32,730円	
		女性	115,700円	92,560円	80,990円	69,420円	57,850円	46,280円	34,710円	23,140円	
	56歳～60歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	男性	234,450円	187,560円	164,115円	140,670円	117,225円	93,780円	70,335円	46,890円	
		女性	145,500円	116,400円	101,850円	87,300円	72,750円	58,200円	43,650円	29,100円	
	61歳～65歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	男性	356,400円	285,120円	249,480円	213,840円	178,200円	142,560円	106,920円	71,280円	
		女性	191,600円	153,280円	134,120円	114,960円	95,800円	76,640円	57,480円	38,320円	
	66歳～70歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	男性	(注1)300万円超にご加入の方は、300万円に変更のうえ、「申込書兼告知書」をご提出 配偶者が加入されている場合は、同様に300万円に変更してください。								
		女性									
71歳 (S29.7.2生～S30.7.1生)	男性	(注2)100万円超にご加入の方は、100万円に変更のうえ、「申込書兼告知書」をご提出 配偶者が加入されている場合は、同様に100万円に変更してください。									
	女性										
72歳 (S28.7.2生～S29.7.1生)	男性	【(注1)(注2)共通 自動減額の取扱いについて】 上記制限に該当される方は、「申込書兼告知書」のご提出がない場合でも更新日付で自動的 保険金額に減額して更新されます。 また、配偶者の方は本人が上記制限に該当される場合は、更新日付で自動的に制限範囲内 額して更新されます。									
	女性										
73歳 (S27.7.2生～S28.7.1生)	男性										
	女性										
74歳 (S26.7.2生～S27.7.1生)	男性										
	女性										
75歳 (S25.7.2生～S26.7.1生)	男性										
	女性										

対象		子ども
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		300万円
年一括払保険料 (確定)	保険 年齢	2,430円
	3歳～22歳 (H15.7.2生～R5.7.1生)	

- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 保険料は1年ごとに所定の口座から振替えます。(今回は1月13日)
※提携金融機関が定休日の場合は翌営業日に振替えます。
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和8年1月1日)から適用します。なお、保険料は、加入者(被保険者)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。また、保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。

双日グループ団体定期保険(退職後ご継続者用)

*この保険料は年一括払保険料(概算)です。

*退職者の方は、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

			配偶者											
500万円	300万円	100万円	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	500万円	300万円	100万円				
4,865円	2,919円	選択いただくことはできません	29,190円	24,325円	19,460円	14,595円	9,730円	4,865円	2,919円	選択いただくことはできません				
3,280円	1,968円		19,680円	16,400円	13,120円	9,840円	6,560円	3,280円	1,968円					
6,075円	3,645円		36,450円	30,375円	24,300円	18,225円	12,150円	6,075円	3,645円					
5,190円	3,114円		31,140円	25,950円	20,760円	15,570円	10,380円	5,190円	3,114円					
8,080円	4,848円		48,480円	40,400円	32,320円	24,240円	16,160円	8,080円	4,848円					
6,260円	3,756円		37,560円	31,300円	25,040円	18,780円	12,520円	6,260円	3,756円					
11,385円	6,831円		68,310円	56,925円	45,540円	34,155円	22,770円	11,385円	6,831円					
8,685円	5,211円		52,110円	43,425円	34,740円	26,055円	17,370円	8,685円	5,211円					
16,365円	9,819円		98,190円	81,825円	65,460円	49,095円	32,730円	16,365円	9,819円					
11,570円	6,942円		69,420円	57,850円	46,280円	34,710円	23,140円	11,570円	6,942円					
23,445円	14,067円		140,670円	117,225円	93,780円	70,335円	46,890円	23,445円	14,067円					
14,550円	8,730円		87,300円	72,750円	58,200円	43,650円	29,100円	14,550円	8,730円					
35,640円	21,384円		213,840円	178,200円	142,560円	106,920円	71,280円	35,640円	21,384円					
19,160円	11,496円		114,960円	95,800円	76,640円	57,480円	38,320円	19,160円	11,496円					
ください。	31,581円		本人の(注1)と同じ									31,581円		
	15,408円											15,408円		
ください。		13,749円	本人の(注2)と同じ								13,749円			
		6,784円									6,784円			
		15,202円									15,202円			
		7,547円									7,547円			
		16,887円									16,887円			
に制限範囲内の		8,441円									8,441円			
の保険金額に減		18,843円									18,843円			
		9,428円									9,428円			
		21,152円	21,152円											
		10,499円	10,499円											

●記載の保険料は、確定保険料を含め、令和7年7月14日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●上記以外の保険料につきましては、裏表紙に記載の双日インシュアランス株式会社へご照会ください。

※現在、上記以外の保険金額にご加入の方は、以下の年齢に到達するまではそのまま同額の保険金額で継続可能です。

保険金額の制限がありますので、ご注意ください！

・令和8年1月1日現在、年齢65歳6カ月超の方は、保険金額300万円のみのご加入となります。

・令和8年1月1日現在、年齢70歳6カ月超の方は、保険金額100万円のみのご加入となります。

【保険料の払込み手続き】

●保険料は1年ごとに所定の口座から振替えます。(保険料の持参払いはお取扱いできません。)

●「預金口座振替依頼書」が同封されている方は、口座未設置となっておりますので、必要事項を記入いただき、ご返送ください。

●保険料とは別に制度運営手数料が1口座につき年間2,000円(税込)必要です。保険料とあわせて一括で振替えます。

●保険料口座振替日は1月13日(火)です。前日までにご用意くださいますようお願いいたします。

●保険料(概算)は保険料表をご参照ください。

※正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和8年1月1日)から適用します。

●保険料の口座振替が行われた場合、通帳へは口座振替業務委託会社であるニッセイ情報テクノロジー(株)として「NIT. ソウジツセイホ」と印字されます。

●領収証の発行は行いませんので、通帳にて振替えのご確認をお願いいたします。

継続加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認ください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》現在加入されている方で、年齢75歳6カ月以下の方。

《配偶者》現在加入されている方で、かつ本人の配偶者で年齢75歳6カ月以下の方。

《子ども》現在加入されている方で、かつ本人の扶養する子ども(*)で年齢22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。

(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

※一度脱退されますと再度ご加入にはなれませんのでご注意ください。



ご注意

(1)病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

(2)配偶者・子どものみで加入することはできません。

(3)配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

(4)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。

(5)本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和8年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。

- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

「申込書兼告知書」の死亡保険金受取人欄に「ロウキホウ42カラ45」と印字されている方については、死亡保険金受取人が「労働基準法施行規則第42条～45条※に規定された被保険者の遺族」となります。

※<条文概略>(詳細は条文をご確認ください)

第1順位 配偶者(婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にあるものを含む)

第2順位 同一生計の子

第3順位 同一生計の養父母

第4順位 同一生計の実父母

第5順位 同一生計の孫

第6順位 同一生計の祖父母

第7順位 子

第8順位 父母

第9順位 孫

第10順位 祖父母

第11順位 同一生計の兄弟姉妹

第12順位 兄弟姉妹

*同順位の者が二人以上いる場合は、人数によって等分します。

*第7順位以下については、遺言または使用者に対する予告があった場合は取扱いが異なる場合があります。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

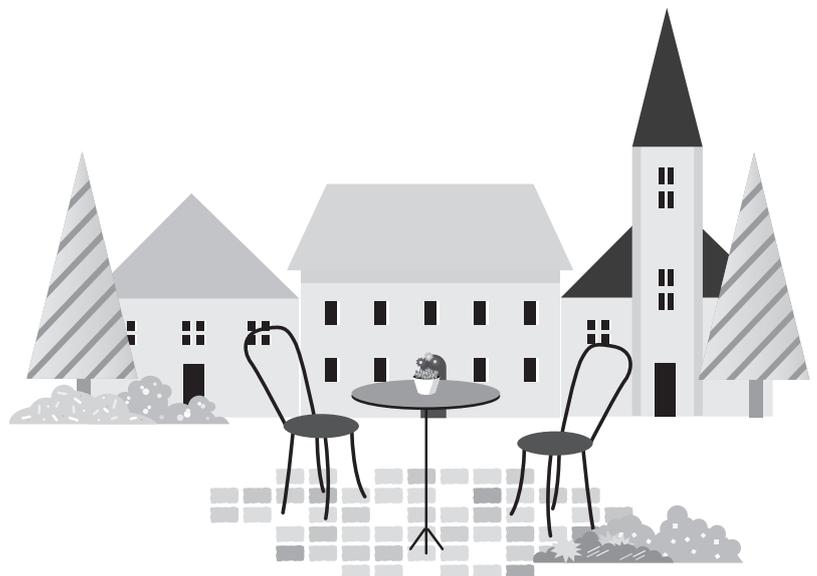
制度運営および引受保険会社

- 当制度は双日株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和7年5月23日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

《引受保険会社》

日本生命保険相互会社(60%)(事務幹事会社)
大同生命保険株式会社(22%)
明治安田生命保険相互会社(15%)
住友生命保険相互会社(2%)
第一生命保険株式会社(1%)

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。



この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(*)増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入を承諾した場合、令和8年1月1日(加入日)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

この保険契約から脱退いただく場合

- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料は返金します。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月31日が保障終了日となります。払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。)
- 脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

- 双日株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、双日株式会社経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに双日株式会社のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

保険金のお支払事由

死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
高度障がい保険金	<p>引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p> 注意 なお、上記によって高度障がい保険金がお支払された場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。</p> </div>

(*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*2)対象となる「高度障がい状態」とは

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)
- (*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合にかぎりあります。(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
- したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
 - 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
 - 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

税務上のお取扱い

〔保険料〕

- 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
 - ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>

- ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当双日グループ団体定期保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当双日グループ団体定期保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

- 死亡保険金

<本人>

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

更に詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い)

<配偶者・こども>

本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

●高度障がい保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

〔年金〕

●年金

(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-必要経費※

※必要経費=年金年額(除配当金)×年金基金充当金÷年金お支払見込総額

税務の取扱い等について、令和7年5月現在の税制・関係法令等に基つき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報取扱いに関する双日株式会社と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、双日株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(双日インシュアランス株式会社を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみで使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※ こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※ 年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
保証期間付終身年金	終身(保証期間15年)				同上(ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。

○年金の買増にあてる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

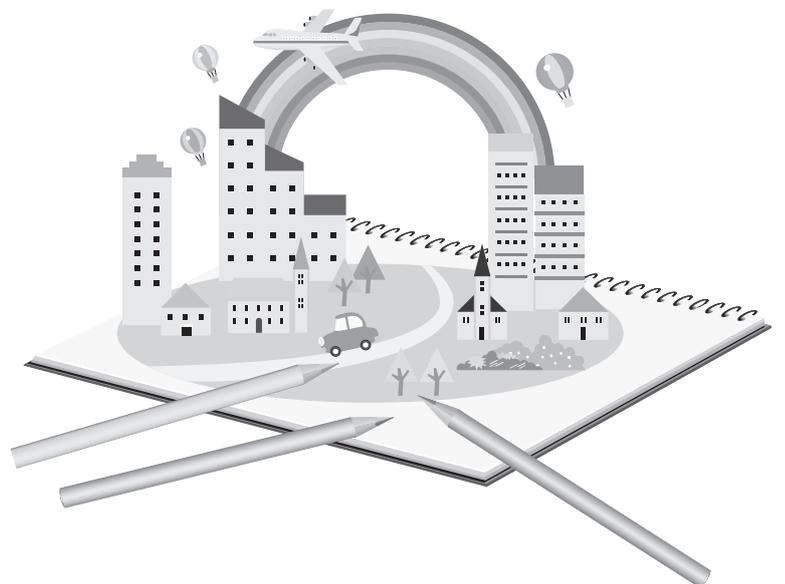
(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。

(一時金でのお受取りとなります。)

※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

※保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。



「申込書兼告知書」の記入見本

●減額・脱退・加入内容の変更をされる方のみ、「申込書兼告知書」を裏表紙に記載の書類提出先へご提出ください。
 死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。（「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。）この場合、死亡保険金受取人の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
 ただし、年齢による保険金額の制限があります。

- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。
- 配偶者の死亡保険金受取人は原則として本人(主たる被保険者)です。以前よりロウキホウジュンイと指定されている方については、引き続き指定いただけます。この場合、受取人は「申込書兼告知書」の「配偶者の死亡保険金受取人」欄に「ロウキホウジュンイ」と印字されます。「ロウキホウジュンイ」は5ページの「受取人」をご確認ください。
- 「申込書兼告知書」は、上2枚をご提出ください。(3枚目は本人控えとなりますので、保管してください。)

- 保険金額を減額される方・・・「申込書兼告知書」の現在の加入保険金額をご確認のうえ、「申込保険金額」欄に変更後の保険金額を記入いただき、申込印を押印してください。
- 脱退される方・・・・・・・・・・継続しない(脱退される)場合は、「申込保険金額」欄に「0」をご記入のうえ、「申込印」欄に押印し、必ず「申込書兼告知書」をご提出ください。
 ※「申込書兼告知書」のご提出がない場合は、脱退とならず、同額の保険金額での継続となります。

◆ご記入の際は必ず以下の記入見本をご確認ください◆

申込書兼告知書

日本生命保険相互会社 行

1 ニッセイ用
No. _____

この「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。

事業所コード	所属コード	被保険者番号	申込日(告知日)	申込締切日	効力発生日
9:00:01		3:2:10	7:11:2	7:11:4	8:1:1

内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

家族区分	被保険者氏名 (カタカナでご記入ください)	性別	生年月日	申込保険金額 (万円)	申込印 (告知印)
セイ	メイ	別	年号 年 月 日		
本人 (主たる被保険者)	0 ソウジツ タロウ	♂	38 06 11	2500	☑
				現在の加入保険金額	
配偶者	1 ソウジツ ハナコ	♀	41 08 10	1000	☑
				現在の加入保険金額	
子ども	2 ソウジツ イチロウ	♂	18 05 01	300	☑
				現在の加入保険金額	
				現在の加入保険金額	

申込保険金額は現在ご加入の保険金額以下で3・4ページの「保障額と保険料」の死亡保険金額の中からご選択のうえ、ご記入ください。同額の保険金額で更新される場合はご記入は不要です。脱退される場合は「0」とご記入ください。新規加入・増額はできません。

	氏名 (カタカナでご記入ください)	続柄	人数
本人の死亡保険金受取人	ソウジツ ハナコ	1	1
配偶者の死亡保険金受取人	シュタルヒホケンシャ	1	1

告知欄

新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の質問事項を確認のうえ告知します。

*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるのうえ、以下の1または2に○印を記入ください。

① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。

② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。

【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナでご記入ください。)】

必ず「申込書兼告知書」3枚とも押印をお願いします。

ご記入は不要です。

(幹事会社) 日本生命保険相互会社

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

「申込書兼告知書」提出締切日：令和7年11月4日(火)までにご提出ください。

[お申込み手続き]

<p>書類提出先 (事務代行会社)</p>	<p>双日インシュアランス株式会社 グローバル営業部 個人・職域保険課 〒100-8691 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング7階 TEL 03-6871-4203</p>
<p>死亡保険金 受取人を変更 される方</p>	<p>「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。 (「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。</p>
<p>保障額を 減額される方、 脱退される方</p>	<p>「申込書兼告知書」をご提出ください。</p>
<p>保障額を同額の 保険金額で継続加入 (更新)される方</p>	<p>従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。 ※なお、年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、 通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。</p>
<p> ご注意</p>	<p>必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの) を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。</p>

ご相談窓口等

<p>ご照会・苦情に つきましては、 右記の団体窓口まで お問合せください。</p>	<p><団体お問合せ先> 双日インシュアランス 株式会社 グローバル営業部 個人・職域保険課 TEL 03-6871-4203 【受付時間 月曜日～金曜日 9:15～17:30(祝日・12/29～1/3を除く。)]</p>
<p>引受保険会社への ご要望・苦情に つきましては、 右記の日本生命窓口まで ご連絡ください。</p>	<p><日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925 (通話料無料) ※お問合せの際には、記号証券番号(930-23982)をお知らせください。 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]</p>

[指定紛争解決機関]

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保

険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参照

- 「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。

【「障がい」の表記】 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。